13. 乳幼児用玩具	1　使用中に受ける応力に耐えうる機械的強度及び安定性を有すること。 2　乳幼児が触れるおそれのある縁、突起、ひも、ケーブル又は締め付ける器具は、接触による身体上の損傷のおそれがないこと。 3　可動部分を有する玩具は、使用に伴い、身体上の損傷のおそれがないこと。 4⑴　頸部を圧迫するおそれがないこと。 ⑵　口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。 ⑶　口、咽頭及び気道を閉塞することによる窒息のおそれがない大きさであること。 ⑷　飲み込んだり、吸い込んだりしない大きさであること。 ⑸　玩具の容器包装は、口及び鼻を覆うことによる窒息のおそれがないこと。 5　乳幼児がその中に入ることができる玩具は、閉じ込められた際、その乳幼児が容易に中から脱出できる手段を有すること。 6　発射体の形状及び構成並びに玩具の運動エネルギーは、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさないものであること。 7⑴　玩具の表面は、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度であること。 ⑵　玩具に内包する液体又は気体は、玩具から放出された際、乳幼児の生命又は身体に危害を及ぼさない温度及び圧力であること。 8　音を発する玩具は、最大音量であつても乳幼児の聴力を損ねないこと。 9　燃焼しにくい材料又は構造のものであること。 10　届出事業者の氏名又は名称が表面の見やすい箇所に容易に消えない方法により表示されること。ただし、容器包装の表面の見やすい箇所（製品の表面及び容器包装の表面に表示することが困難なものにあつては、附属する取扱説明書の見やすい箇所）に容易に消えない方法で表示する場合は、これを省略することができ、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣の承認を受けた略称若しくは記号又は経済産業大臣に届け出た登録商標をもつて代えることができる。	（新設）	（新設）

別表第一の二（第二条第二項関係）

一　使用に適した年齢は、合理的な根拠に基づくものであること。

二　使用に適した年齢は、届出に係る型式の特定製品に係る広告において意図されている使用に適した年齢に矛盾しないこと。

（新設）